

伊方町 障がい者計画・第6期障がい福祉計画 ・第2期障がい児福祉計画

概要版

とものつくり、つながり、
尊重しあうまち、伊方



令和3年3月

伊 方 町

第1部 序 論

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の趣旨

この度、障がい者を取り巻く環境や障がい者自身の意識の変化、法令改正への適切な対応、少子高齢化の進行、福祉ニーズの多様化などを踏まえ、病気や障がいの有無にかかわらず、全ての町民が安心して地域で暮らすまちづくりを目指し、令和3年度を初年度とする「伊方町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

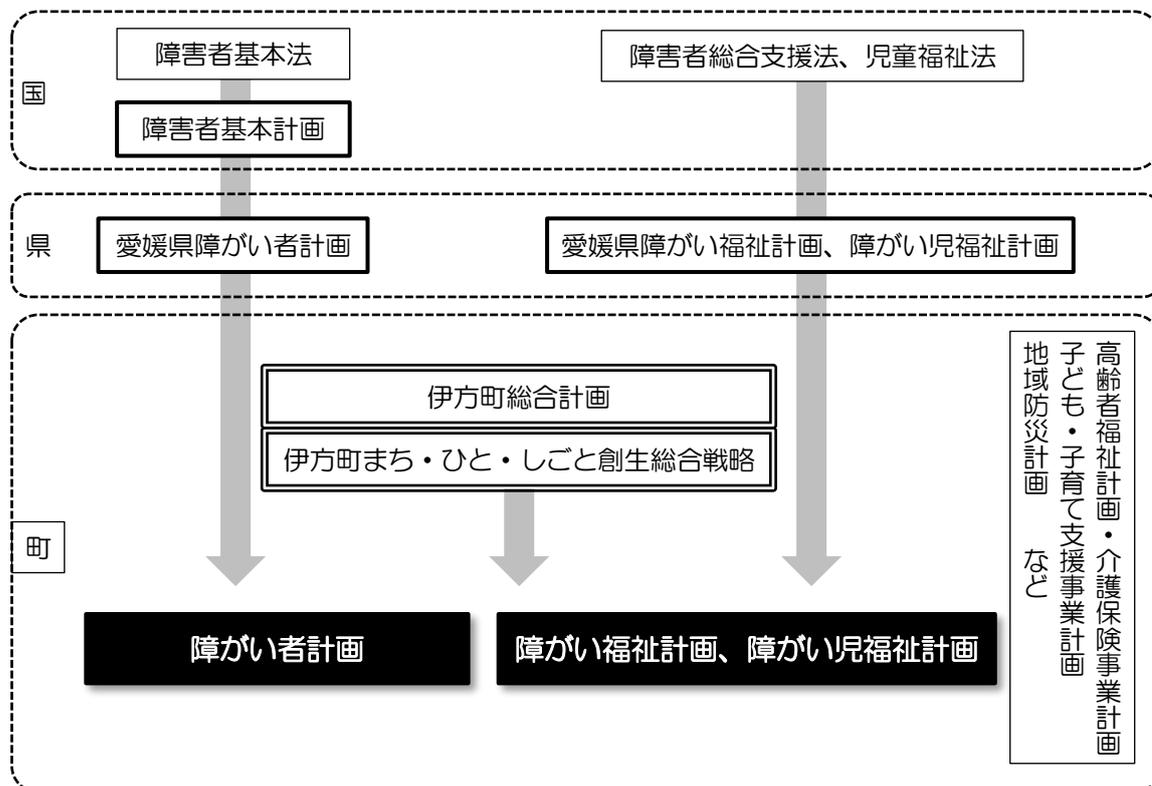
第2節 計画の位置付け

「伊方町障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障害者計画」であり、「第6期障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障害福祉計画」であり、「第2期障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障害児福祉計画」であります。

本計画は、町政の最上位計画である「伊方町総合計画」、まちづくりの重要戦略である「伊方町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に向けた、医療・福祉分野計画の一つです。

また、国の法制度や指針、県の計画、本町の諸計画との整合性を図り、策定します。

<法令、他の計画との関係>



第3節 計画の対象

本計画の対象は、障害者基本法の定義に則り、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、その他の心身の機能に障がいのある方で、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人としてします。

第4節 計画の期間

計画の期間は、障がい者計画は、令和7年度を目標年度とした5か年、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、令和5年度を目標年度とした3か年とします。

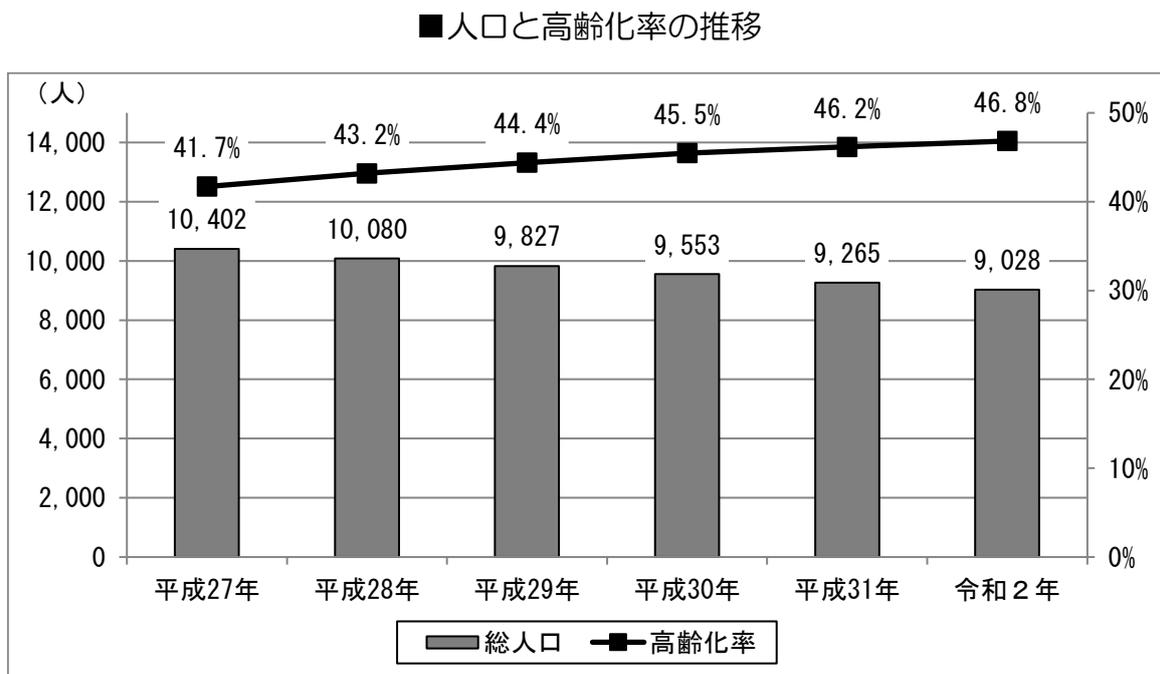
平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
障がい者計画			障がい者計画（前計画）		障がい者計画（本計画）					
障がい福祉計画（第4期）			障がい福祉計画（第5期）		障がい福祉計画（第6期）			障がい福祉計画（第7期） （次期計画）		
			障がい児福祉計画（第1期）		障がい児福祉計画（第2期）			障がい児福祉計画（第3期） 次期計画		

第2章 障がい者などを取り巻く状況

第1節 人口の推移

本町の総人口は、ゆるやかな減少傾向が続いており、令和2年4月1日現在で9,028人となっています。

高齢化率は年々上昇し、平成26年には40%を超え、令和2年には46.8%となり、高齢化が進んでいます。



(住民基本台帳 各年4月1日現在)

第2節 障がい者などの人数

(1) 身体障がい

身体障害者手帳*所持者数は、平成27年度末(28年3月31日現在、以下同様)から令和元年度末まで62人(9.8%)減少し、令和元年度末現在で571人となっています。年齢別で見ると65歳以上が477人と最も多く、全体の8割を超えています。

■身体障害者手帳所持者数の年齢別の推移

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	4	4	5	4	4
18~64歳	114	109	90	92	90
65歳以上	515	514	515	495	477
合計	633	627	610	591	571

(各年度3月31日現在)

(2) 知的障がい

療育手帳*所持者数は、平成 27 年度末以降ゆるやかに減少し、令和元年度末現在で 18 人となっています。

年齢別でみると令和元年度末では 18～64 歳が 79 人と最も多く、全体の 2/3 程度を占めています。

■療育手帳所持者数の年齢別の推移

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未満	24	21	20	17	16
18～64 歳	95	89	84	81	79
65 歳以上	10	15	18	22	23
合計	129	125	122	120	118

(各年度 3 月 31 日現在)

(3) 精神障がい

精神障害者保健福祉手帳*所持者数は、平成 27 年度末から令和元年度末までに 16 人増加し、令和元年度末現在で 92 人となっています。

年齢別でみると、18～64 歳が毎年度 60 人前後みられ、令和元年度末には約 7 割を占めています。なお、平成 29 年度以降では、18 歳未満の手帳所持者がみられます。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の年齢別の推移

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未満	0	0	1	1	1
18～64 歳	61	63	60	58	63
65 歳以上	15	18	20	28	28
合計	76	81	81	87	92

(各年度 3 月 31 日現在)

(4) 難病等

治療が難しく、慢性の経過をたどる疾病はいまだ存在し、このような疾病を一般に難病と呼んでいます。ただし、完治はしないものの、適切な治療や自己管理を続ければ、普通に生活ができる状態の人が多くなっています。

国は、平成 25 年 4 月施行の障害者総合支援法で、障がいの範囲に「難病等」を加え、「難病等」の人も、必要と認められた障害福祉サービス、相談支援等が受けられるようになりました。

ただし、障害福祉サービスが受けられる難病等の範囲は、政令により対象疾患が定められています。対象疾患は令和元年 7 月からは 361 疾患となっており、今後も見直しが行われます。

第2部 障がい者計画

第1章 障がい者計画の基本方針

方針1 障がいのある人もない人も、ともに助け合える地域社会づくり

方針2 安心して利用できる、障がい福祉・障がい児福祉サービス提供体制の確立

方針3 障がいに対する思いやりや理解、配慮の促進

第2章 基本理念

ともにつくり、つながり、尊重しあうまち、伊方

第3章 計画の推進

第1節 計画の点検及び評価

計画の推進にあたって、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況について、毎年度点検し、施策の見直しや次期計画の策定に向けた評価を実施します。

点検及び評価は、保健・医療・福祉の関係機関・団体の代表者等で構成する「伊方町自立支援協議会」が、継続して計画を点検及び評価する機関となります。

第2節 専門職配置等の整備

障がい者が地域で暮らし続けていくためには専門知識に基づいて支援していく必要があります。そのため、町に精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士等の専門職の適正配置と、職員の資質向上が必要です。

また、障がい担当職員の資質向上も必要です。

第3節 関係機関等との連携

障がい者施策を推進するため、特に関係する行政組織間、保健、医療、福祉分野の関係機関との連携強化を図っていきます。

第4節 障がい者への理解の促進と町民への周知

国は、障害者権利条約の批准を受けて、平成24年10月に障害者虐待防止法、平成28年4月に障害者差別解消法を施行し、施策を進めています。

本計画の達成は、より多くの町民の障がい者への理解促進と、教育・学習などの取り組みの機会の拡大が不可欠です。

第4章 障がい者施策の体系

障がい者施策の体系は、以下の通りです。

1 地域生活の支援	(1) 相談支援体制の整備	○身近な相談支援窓口の充実 ○継続的な支援体制の強化 ○地域自立支援協議会の充実 ○発達障がいの総合的な相談窓口の設置
	(2) 在宅サービス等の充実	○在宅サービスの提供
	(3) 障がい児支援の充実	○障がい児保育の充実 ○障がい児の早期療育の充実 ○日中の居場所づくりの充実
	(4) 福祉用具の普及促進と利用支援	○福祉用具の普及促進
	(5) サービスの質の向上	○サービスの質の改善
	(6) 情報・コミュニケーション	○情報提供の充実 ○公共サービス等における情報保障の推進 ○支援サービス・情報提供の充実 ○人材等の養成
	(7) 感染症流行時等緊急事態発生時の支援・連絡体制の構築	○緊急事態に備えた事前対策 ○緊急事態発生時の連絡体制
2 保健・医療対策の充実	(1) 障がいの早期発見・治療と原因となる疾病の予防	○母子保健事業による早期支援の推進 ○相談事業、訪問指導の推進
	(2) 適切な医療、リハビリテーション [※] 、保健サービスの提供	○医療サービスの維持 ○医療費の助成 ○救急医療体制の継続
	(3) 精神保健・医療施策の充実	○精神保健・医療施策の充実
	(4) 難病に関する施策の充実	○特定疾患治療研究の普及（県事業） ○難病患者への支援の推進
3 特別支援教育の充実	(1) インクルーシブ教育システムの推進	○特別支援教育の充実 ○「個別の教育支援計画」による支援
	(2) 教育環境の整備	○保育・教育施設のバリアフリー [※] 化
4 雇用・就業、経済的自立の支援	(1) 障がい者雇用の促進	○一般就労 [※] に向けた支援
	(2) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	○多様な働き方への支援
	(3) 福祉的就労 [※] の底上げ	○官民で進める工賃 [※] の向上
	(4) 経済的自立の支援	○小規模作業所の運営支援

5 まちづくり	(1) 公共的施設と住宅の整備・改善	○住まいの確保 ○各種助成制度の適切な実施と利用促進
	(2) 人にやさしいまちづくりの意識啓発	○住宅改修費用の助成・技術的支援 ○福祉のまちづくり ○障がい者の外出促進
	(3) 移動・交通対策の推進	○道路の段差解消と交通安全施設の整備・更新 ○交通機関の不便の解消と利便性の向上
6 防災・防犯対策の推進	(1) 防災対策の推進	○避難行動要支援者 [※] の把握 ○避難行動要支援者の避難支援 ○自主防災組織 [※] の充実 ○防災意識の啓発 ○災害時における障害者意思表示カードの導入
	(2) 防犯対策の推進	○交通安全・防犯対策の推進
	(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済	○消費者トラブルの防止と救済
7 福祉を支えるひとづくり	(1) 専門職員の養成・確保	○相談支援技術の向上、人材育成と確保
	(2) ボランティアの育成援助	○地域活動の活性化 ○ボランティア活動の活性化 ○児童生徒の福祉ボランティア活動の実施 ○各種団体による地域活動の実施
	(3) 研修体制の充実	○研修の開催
8 差別の解消及び権利擁護の推進	(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進	○定期的な広報活動 ○福祉教育の充実 ○人権学習、交流活動の充実 ○差別禁止・虐待防止に向けた啓発活動の推進
	(2) 障がい者の権利擁護の推進、虐待の防止	○権利擁護制度の普及 ○虐待防止の推進
9 生きがいづくり	(1) スポーツ、文化芸術活動、障がい者の生涯学習体制の充実	○障がい者への活動支援

第5章 成年後見制度の利用促進

(伊方町成年後見制度利用促進基本計画)

第1節 策定の趣旨

成年後見制度を活用し、知的・精神障がい者や認知症高齢者の財産管理だけではなく、地域での日常生活等を社会全体で支えられるよう、伊方町では「成年後見制度の利用促進に関する法律」(平成28年5月施行)第23条第1項に基づく「伊方町成年後見制度利用促進計画」を策定します。

第2節 今後3年間の取り組み(令和3年度～令和5年度)

権利や財産の保護を必要とする人が、成年後見制度をその人らしい生活を守るための制度として利用できる権利擁護支援の地域ネットワークを構築します。

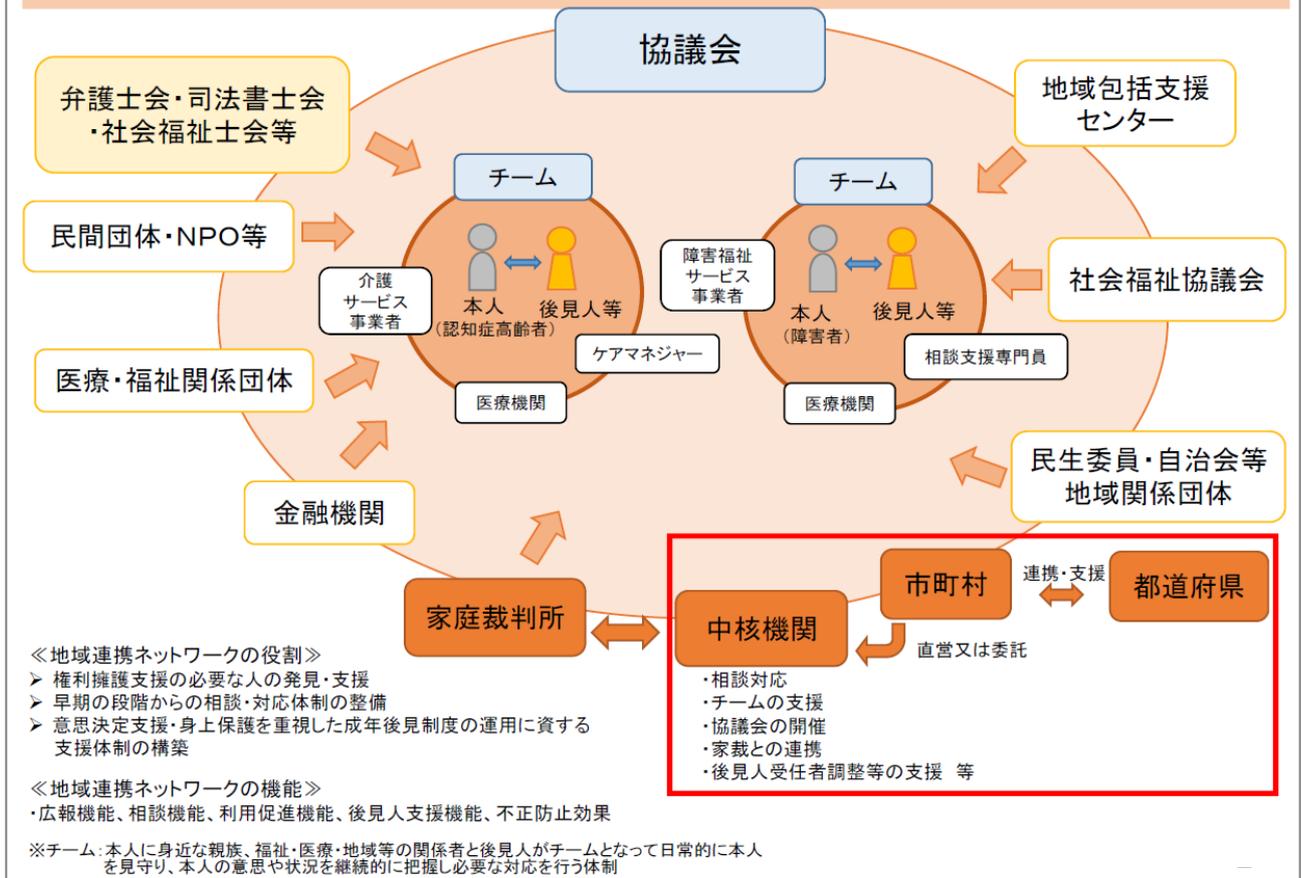
第3節 具体的な施策等の方針

【中核機関の整備、運営】

中核機関を伊方町保健福祉課または社会福祉協議会に設置し、名称を「伊方町成年後見支援センター」とします。

■ 地域連携ネットワークのイメージ

地域連携ネットワークのイメージ



【権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の機能と具体的な取り組み】

① 広報機能

- ホームページ作成・広報紙への掲載
- 町施設や社会福祉法人等へのポスターの掲示
- 町民向け講演会、関係者向け研修会の実施
- チラシの作成、関係機関への配布
- 広報内容・手段の随時見直し、改善

② 相談機能

- 常設の一般相談窓口

③ 成年後見制度利用促進機能

- 成年後見人等候補者の調整を行うケース会議の開催

④ 後見人支援機能

- 常設の一般相談窓口
- 本人の能力や生活環境、支援関係者との関係性の変化を把握し、権限の妥当性や後見人の追加・交代を検討する必要がある場合、ケース会議を開催する。

⑤ 不正防止

- 地域連携ネットワークによる情報提供、現状把握
- 不正事例の情報収集、情報発信

【チーム・協議会での具体化の方針】

チームでは、既存の障害福祉サービスや介護保険担当者会議に後見人が加わり、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行います。

「伊方町高齢者及び障がい者権利擁護ネットワーク協議会(仮)」では、後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門的助言等、必要な支援を行います。

第4節 成年後見制度の利用に関する助成

【障がい者（地域生活支援事業補助金）】

- 対象者：成年後見制度の利用が必要な知的障がい者、精神障がい者
- 助成対象経費：町長申立による成年後見制度の申し立てに要する経費
低所得者が負担する後見人等への報酬の全部又は一部

【高齢者（介護保険事業における地域支援事業）】

- 対象者：成年後見制度の利用が必要な65歳以上の高齢者
- 助成対象経費：町長申立による成年後見制度の申し立てに要する経費
低所得者が負担する後見人等への報酬の全部又は一部

第5節 計画の評価、見直し

障がい者計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の見直しと合わせ、3年ごとに「伊方町高齢者及び障がい者権利擁護ネットワーク協議会(仮)」等の意見を聴き、計画の評価を行い、計画を見直すものとします。

第3部 障がい福祉計画【第6期】

第1章 計画の指針

1 自己実現のため、自分で選択と決定ができる環境づくり

自己の尊重と自己実現のため、障がいの種別や必要とされる支援の度合いにかかわらず、障がい者が居住場所や受けるサービス・支援を選択・決定し、社会参加の実現を図っていくことができる環境づくりを進めます。

2 町民と行政の協働によるきめ細かなサービスの提供

条約批准で求められている合理的配慮にしたがい、町は中心的な実施主体として、町民や社会福祉法人、医療法人、企業、NPO、障がい者団体など、様々な機関、関係者と情報を交換し、地域の福祉資源を最大限に活用しながら、きめ細かなサービスを提供します。

また、地域間のサービスの均等化に努めます。

3 地域生活移行の推進と就労支援の強化

障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行のサービスを提供し、充実させ地域生活への移行を進めるようにします。働くことによる自己実現と自立支援の観点から、就労支援を図ります。

4 県・広域と連携した基盤整備

国は、障害福祉サービスの実施主体は市町村を基本とし、障がい者が地域でサービスを利用できるよう、基盤整備を求めています。

本町では、県と連携しながら、本町だけではなく八西地域を網羅したサービス基盤の整備により、現在不足しているサービスの供給確保を目指します。

第2章 令和5年度の成果目標

成果目標1 施設入所者の地域生活への移行

項目	目標
令和5年度末の施設入所者数（B）	37人
削減見込数（A－B） （削減率）	3人 (7.5%)
【目標値】 地域生活移行者数 （施設入所からグループホームなどの地域生活へ移行する人数）	1人 (2.5%)

成果目標 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置

項 目	目 標
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年 4 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	14 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年 1 回
精神障がい者の地域移行支援利用者数	1 人
精神障がい者の地域定着支援利用者数	1 人
精神障がい者の共同生活援助利用者数	5 人
精神障がい者の自立生活援助利用者数	1 人

成果目標 3 地域生活支援拠点等の整備

目標は「障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備」を、町内に 1 拠点の整備を目指します。

成果目標 4 福祉施設からの一般就労移行

(1) 一般就労移行

項 目	目 標
令和 5 年度末の一般就労移行者数 (実績に対する目標割合)	3 人 (150.0%)
うち就労移行支援事業	2 人
就労継続支援 A 型事業	1 人
就労継続支援 B 型事業	0 人

(2) 一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合

項 目	目 標
【目標値】 一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合	50%

(3) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所

令和 3 年度から導入される就労定着支援の目標です。国では就労定着支援事業の就労定着率を一定割合以上にすることを目指しています。

本町では、令和 2 年度現在、就労定着支援の利用者がなく、今後の利用見込みも令和 4 年度以降になると見込まれることから、本計画での目標値設定は行わないものとします。

成果目標5 相談支援体制の充実・強化等

項 目	目 標
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施
専門的な指導・助言件数	5件
人材育成の支援件数	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	3回

成果目標6 障害福祉サービス等の質の向上に係る目標

項 目	目 標
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	6人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施体制：あり 実施回数：年1回

第3章 障害福祉サービス

(単位は1か月あたりの利用時間、利用日数、利用人数)

種 類	サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系 サービス	居宅介護・重度訪問介護 同行援護・行動援護 重度障がい者等包括支援	時間分	564	564	564
		人	19	19	19
日中活動 系 サービス	生活介護	人日分	1,204	1,224	1,243
		人	62	63	64
	自立訓練（機能訓練）	人日分	0	0	0
		人	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	人日分	15	15	15
		人	2	2	2
	就労移行支援	人日分	96	45	36
		人	5	3	2
	就労継続支援（A型）	人日分	54	54	54
		人	3	3	3
	就労継続支援（B型）	人日分	432	468	486
		人	24	26	27
	就労定着支援	人	0	1	1
	療養介護	人	0	0	0
	短期入所（福祉型）	人日分	54	65	46
		人	5	6	7
	短期入所（医療型）	人日分	0	0	0
		人	0	0	0
居住系 サービス	自立生活援助	人	0	0	0
	共同生活援助	人	12	13	14
	施設入所支援	人	39	38	37
相談支援	計画相談支援	人	20	22	23
	地域移行支援	人	0	0	1
	地域定着支援	人	0	0	1

第4章 地域生活支援事業

(単位は年間延べ利用人数、利用時間数、件数)

事業		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
必須事業	相談支援事業	障がい者相談支援事業	か所	1	1	1
		基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無し	無し	有り
		住宅入居等支援事業	実施の有無	有り	有り	有り
	成年後見制度利用支援事業		人	1	1	1
	成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	有	有	有
	意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	人	3	3	3
			件	1	1	1
		要約筆記者派遣事業	人	1	1	1
			件	1	1	1
	日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用品	件	1	1	1
		自立生活支援用具	件	2	2	2
		在宅療養等支援用具	件	3	3	3
		情報・意思疎通支援用具	件	15	15	15
		排泄管理支援用具	件	240	240	240
		住宅改修費	件	1	1	1
	手話奉仕員養成研修事業		人	3	3	3
	移動支援事業		人	2	2	1
		時間	1	1	1	
任意事業	訪問入浴サービス事業		人	12	12	12
	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業		人	48	48	48
	自動車運転免許取得・改造助成事業		人	1	1	1

第4部 障がい児福祉計画【第2期】

第1章 基本方針

- ① 障がい児への支援を行うにあたり、障がい児本人の最善の利益（※用語説明）を考慮し、障がい児の健やかな育ちを支援します。
- ② 障がいの可能性を把握した段階から、障がい児本人及びその家族に対し、専門機関、関係機関、身近な地域団体などが連携して支援します。また、医療的ケアが必要な障がい児に対しても円滑な支援を行う体制を構築します。
- ③ 障がい児のライフステージ（人生の各段階）に沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関の連携をさらに進め、継続的で一貫した支援を提供する体制強化を図ります。
- ④ あらゆる活動や交流を通じて、障がいのある子、ない子がともに成長する地域の包容力（インクルージョン）を高め、障がい児への支援を通して共生社会を形成します。

第2章 令和5年度の成果目標

成果目標1 児童発達支援センターの設置

本町では、令和2年度現在、設置していません。今後は、圏域での設置を目指し、関係機関と協議を進めていきます。

成果目標2 保育所等訪問支援の実施

本町では、令和2年度現在、サービス事業所がありません。また、近隣に西予市に1か所しかありません。今後は、児童発達支援センターと併せて圏域で協議を進めていきます。

成果目標3 重症心身障害児の支援事業の実施

本町では、令和2年度現在、対象となる未就学の重症心身障害児がいません。今後実施の必要があるときは、近隣市町の事業所に協力依頼をするものとしています。

成果目標4 医療的ケア児を支援する体制構築

本町では、平成31年4月に、協議体制を設置しており、今後も運営の充実に努めていきます。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターは1人の配置を目指します。

第3章 障害児支援事業

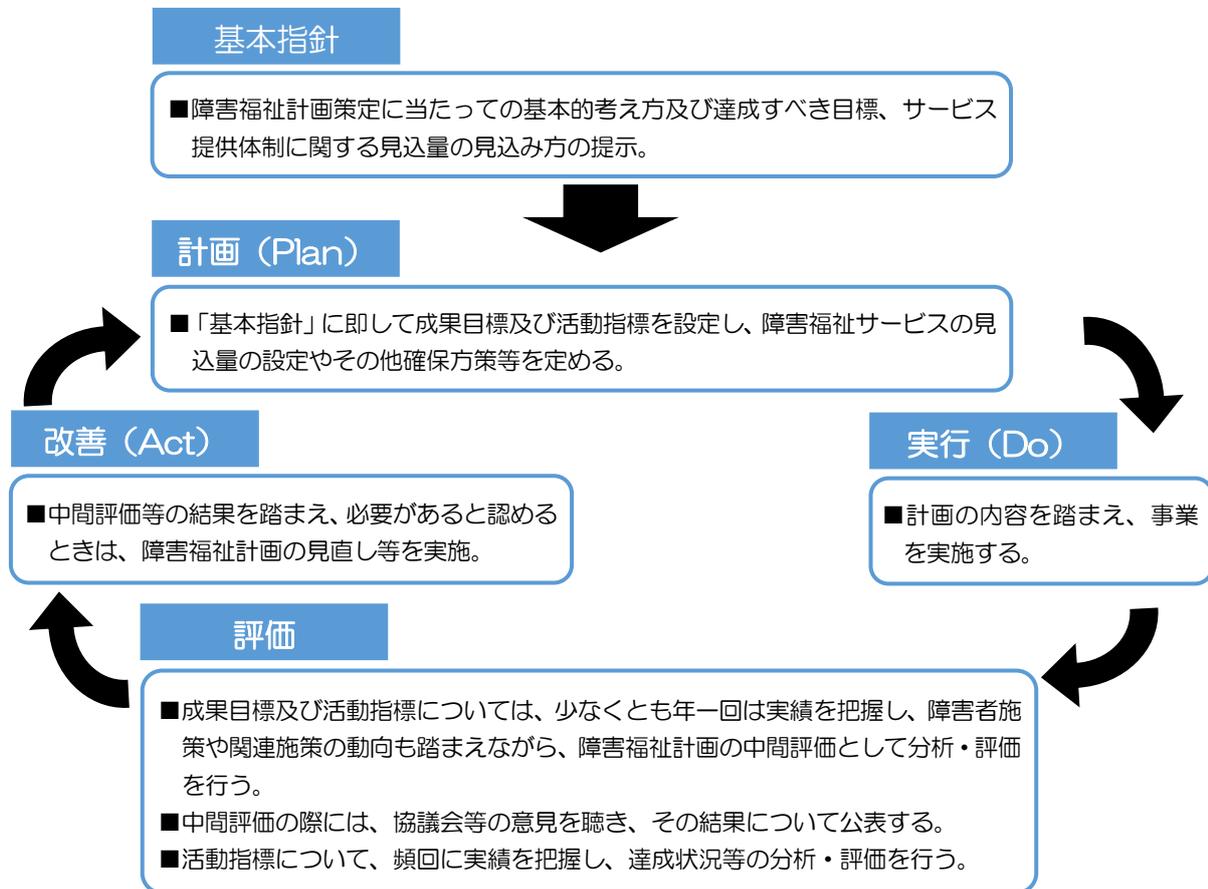
(単位は1か月あたりの利用日数、利用人数、実施回数)

事業		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
障害児 通所 支援 等	児童発達支援	人日分	12	12	12	
		人	4	4	4	
	居宅訪問型児童発達支援	回	0	0	0	
		人	0	0	0	
	医療型児童発達支援	人日分	0	0	0	
		人	0	0	0	
	放課後等デイサービス	人日分	15	20	20	
		人	3	5	5	
	保育所等訪問支援	回	0	0	0	
		人	0	0	0	
	障害児相談支援		人	2	2	2

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講促進、ペアレントメンターの養成促進及びピアサポートの活動の参加促進については、今後、関係機関と協議の上、実施体制の整備を図ります。

第5部 計画の進行管理と計画・推進方策の見直し

「伊方町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」
におけるPDCAサイクル



< 発行年月 > 令和3(2021)年3月

< 編集・発行 > 伊方町役場 保健福祉課 福祉対策室

〒796-0301

愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1

TEL : 0894-38-0211 (代表)

FAX : 0894-38-1120